

平成28年2月定例会 常任委員会

土木委員会

委員長名	矢吹貢一
委員会開催日	平成28年3月7日(月)、10日(木)、14日(月)、
所属委員	〔副委員長〕高宮光敏 〔委員〕 大場秀樹 宮本しづえ 西山尚利 今井久敏 宮下雅志 亀岡義尚 遠藤忠一 小桧山善継



矢吹貢一委員長

(1) 知事提出議案：可 決…96件

[※知事提出議案はこちら \[PDF\]](#)

(3月 7日 (月))

宮本しづえ委員

減額の中に仮設住宅関連の減額補正がある。この結果、仮設及び借り上げ住宅の入居者がどれくらい減り、現時点での入居全体数はどの程度になっているか。

それから仮設にかかわって、入ってみたらふぐあいがあったことで、県にも原因を調査してもらい、手当てはしてもらったが、やはりこれだけ集中して事業が行われると、工事の管理がなかなかうまくいかないことが起きてきているかもしれないと心配した。この年度で、工事の管理に関して問題がなかったか、今の時点での状況を聞く。

。

建築住宅課長

初めに、仮設住宅、借り上げ住宅等に入居している現状を伝える。2月末時点で、仮設住宅に入居している戸数が9,588戸、借り上げ住宅に入居している戸数が1万3,903戸となっている。そのほか、公営住宅等に232戸入っており、合計で2万3,723戸である。

次に、仮設住宅の修繕等の管理については、職員が直接行うのではなく、管理センターへ委託し、そちらで一括して修繕等を行っている。できるだけ迅速に行うよう民間の力をかりて修繕等を行っているのが実態である。

復興住宅担当課長

仮設住宅の質問であったが、復興公営住宅のことだと思うので、復興公営住宅のふぐあいについて説明する。

指摘のように、今年度、復興公営住宅で完成後のふぐあいがあり、一つは住戸玄関ドアのすき間風であった。これは5階建て1棟30戸の郡山市の柴宮団地57号棟において、該当住戸7戸で玄関からのすき間風等があったものである。原因は、玄関ドアのパッキングの不良や玄関ドアの枠が完成後に収縮して変形し、そこからすき間風が発生したことによる。

このふぐあいについては、そのほかの団地も調べたが、今まで出てきた以外はなく、既に元請業者が全て修繕している。

また、一連のくい工事の関連で、郡山市の富田団地2号棟で、くいの工事管理のデータが使い回されていた案件が発生

した。これに関してはその後調査し、支障がないことを確認し、国による承認を得て、特定行政庁である郡山市の確認も終了しており、建築基準法上の安全性が確認されている。

そのようなことがあり、短期間で大量につくることになるため、県発注の物件においては、職員や委託先の設計事務所と協力して、仕様書に基づき工事管理を徹底していきたい。

宮本しづえ委員

今の説明であるが、これは2月29日段階での入居戸数であると思う。年度当初との比較で、今年度内で何件の入居の減少がありこれだけの補正になったのか。この減少数がわかれば聞く。

建築住宅課長

補正予算の減額について、仮設住宅の修繕は、戸数が減ったから大きく減額したのではなく、今回、木ぐいが相当数やられているのではないかということである程度多目の予算をとり、全て一斉点検した。その結果、修繕すべき木ぐいの数が少なかった。戸数は、万が一1万戸程度を修繕しても大丈夫な予算をとったが、現実には529戸の修繕を行ったので、その分大きく減額している。

建築指導課長

借り上げ住宅は、平成27年3月末時点では1万7,397戸が入っていたが、先ほど述べたように、ことしの2月29日時点では1万3,903戸で、3,500戸弱くらいが減っている。

今井久敏委員

今の話の復興公営住宅の柴宮も、私に声がかかってそういう話になったが、復興公営住宅ができたばかりの話なので、当然瑕疵があったという処理で業者責任になると思う。

それから、こういった復興公営住宅、とりわけ集合住宅関係に関しては、先ほどの答弁だと、全部見直したとの話だと思うが、いずれ新住宅に転居する方々が、入ってみたら風がヒューヒューだったというのはあり得ない話である。やはりしっかり当局として、これからつくる分も含めてぜひ徹底した指導を願うので、対応を聞く。

同時に、先ほど土35ページで説明があった復興公営住宅の整備促進で減額された理由は、上限額設定から買い取り方式にしたからだとのことであったが、まず上限額設定は幾らにしてきたのか。買い取り方式にすることによって例えば1戸当たりどの程度の減額でこういう数字になるのか。

復興住宅担当課長

復興公営住宅の整備事業に関しては、本来であれば実施設計を終了し予定価格をきちんと積算できる状態になって、工事費の予算を要求し、着手するのが理想的であるが、急いで一連で進めているため、予算を計上する段階では総額をつかみにくいことから、上限額で設定している。例えば、どのように地盤が悪くても対応できるよう1戸当たり約3,200万円という上限を決めて、それに戸数を掛けて、予算額を設定していた。

それで設計を進め、実際に地盤調査した結果、基礎等のくい工事費がかからない場合はその分が減額になる。

また、買い取り制度は、事業者を決めるに当たって、工期とともに工事費も一つの選定基準としており、買い取り事業者が工事のプロポーザルを提案するときに住宅建設のノウハウでいろいろ創意工夫し、工事費を削減してくると点数が上がる仕組みになっている。そういった事業者の住宅建設のノウハウによってコストが削減されることになる。

減額の理由は買い取りだけではなく、事業費が見えてきたことによる減額と、工事を目いっぱい前倒ししても年度内に対応できるよう組んであるので、供給時期はおくれないにしても、年度が移動することによって平成27年度から28年度に

割合が変わることで28年度に繰り下げになった減額とがある。全てがこの買い取り制度によってコストダウンが図られたわけではない。

今井久敏委員

最初の復興公営住宅のものも何か考えがあるか。

復興住宅担当課長

ふぐあいについては、先ほども説明したように、今般、くいやすき間風という事案が発生したため、基本的に買い取り制度の場合には、工事監理を委託している設計事務所と県職員が協力し合って、このような教訓を生かして今までよりも厳密に工事監理を徹底していく。また、買い取り方式に関しては、第三者の性能評価機関に工程ごとに住宅の性能をチェックしてもらう仕組みになっているので、第三者評価機関の実施を得ることと、最終的に県職員がチェックする引き取り検査を徹底していきたい。

その後でき上がった場合のふぐあいについても、その入居管理をしている指定管理者や建設事務所にふぐあいの連絡が来れば、改善、対応するとともに、情報を共有しながら発生を防ぐよう努力していく。

今井久敏委員

土70ページで、県中浄化センターの汚泥に関する放射能対策の話が確か出ていたが、今どのような状況で対応しているか詳しく説明願う。

下水道課長

県中浄化センターの今の汚泥の状況について、保管汚泥は仮設の焼却施設で減容化を行いながら、その焼却灰等をコンテナ等に入れ、保管している。平成26年度から県で焼却処理運転をしているが、28年度前半に保管汚泥の処理が完了する見込みで今進めている。

土70ページの繰越明許費は、県中浄化センターで日々発生する汚泥を場外に搬出するための貯留施設等を今後整備していくものであり、今回、工期、計画的なものが足りないので繰越明許にするものである。

今井久敏委員

県中浄化センターでは、毎日どれくらいの量の汚泥が出ているのか。

下水道課長

県中浄化センターの日々の発生汚泥は、80 t程度が脱水汚泥として発生している。

宮本しづえ委員

私も流域下水道の汚泥の処理状況を聞きたいと思っていた。

県北については処理費が減額になった。終末処理した汚泥が大量にあそこに堆積されていて、それについて仮設での焼却の方向が出てきたということだと思う。現状がどうなっていて、なぜ減額になったのかをもう少し詳しく聞く。

下水道課長

県北浄化センターの現状については、平成27年度から仮設の乾燥施設において、保管している汚泥を減容化の形で乾燥汚泥にし、それを飯舘村の蕨平地区に搬出している。もともと約2万5,000 tの保管汚泥があったが、それを乾燥するこ

とによって、今年度及び来年度の2カ年で全て搬出することで進めており、1月31日現在では7,000tほどの汚泥を乾燥させている。

宮本しづえ委員

乾燥して持っていくとのことであるが、悪臭対策について、出てくる汚泥の悪臭は、今のところ周辺住民への問題は余りないと考えてよいか。

下水道課長

県北浄化センターにおける臭気対策は、平成23年度に保管されたことにより、テントの中に保管する、あるいは脱臭を活性炭等で行う、また、テントを負圧にして外に臭気が出ない形で24年度に行っているの、臭気に係る問題は現在のところ発生していないと思っている。

宮本しづえ委員

なるべく臭いが外に出ない対策をして随分悪臭が減少したことは、私たちも現場に行ってよくわかっている。それはそれでよかったと思っているが、長期間にわたって周辺の住民にかなり迷惑をかけたことは事実である。

この問題では、悪臭を招いた原因者である東京電力（株）が賠償をすることになった。ところが賠償されるのは国見町の周辺住民だけで、対岸の伊達市梁川町が対象になっていないことで、周辺の住民は納得しておらず、ADRに申し立てるとの話になっていると聞く。施設を管理している県として、迷惑をかけたのは国見町の住民だけとの認識なのか。風向きによっては川を越えて臭いが向こうにいったことは事実だと私は思う。向こうの住民が臭いは大変だったと言っているの、梁川町には直接迷惑をかけていないというわけにはいかないと思う。しかし賠償の話になると、国見町しか対象になっていないのは不手際ではないか。県としても納得してそのような状況になったのか、迷惑をかけた当事者としてどういう対応をこの年度でしてきたのか、非常に重要だと私は考えている。住民はADRに申し立てるとの話になっているので、しっかり対応すべきと思うが、現状としてどういう認識なのか。

下水道課長

国見町の浄化センターにおける賠償については、原子力の事故によって発生した汚泥の臭気であるため、賠償の責任は基本的に東京電力（株）にある。県は浄化センターの管理者ということで、逆に言うと県も被害者になっている。

その中で、国見町については、東京電力（株）と同町との協議で合意ができた状況で、県も含めて賠償の対応を行っている。ただ、梁川町については、同じように東京電力（株）と賠償についての話をしているが、なかなか合意ができず、先ほどの質問にあったようにADRに現在申し立てをしているので、その点については管理者として公平な立場で、それぞれ現地調査や必要な資料提供などの対応をしていきたい

。

矢吹貢一委員長

宮本委員に述べる。ただいまは、整理予算関係に関する質疑を行っているため、賠償の問題は一般的事項の際に質問願う。

宮本しづえ委員

復興住宅の説明で、建設については上限を1戸当たり3,200万円に設定して予算を組んでいるとのことであった。買い取りの場合も上限を設定して予算を組むと思うが、買い取りの場合は幾らに設定されているのか。

復興住宅担当課長

買い取りの場合は、外構等未定な部分もあるので、さらに200万円プラスして、1戸当たり3,400万円を設定している。

宮本しづえ委員

今年度の買い取りで、3,400万円を超えた住宅が幾らかあると思う。私は特にURの住宅がほかの買い取りよりも高い気がずっとしているが、高い理由は何か事情があるのか。

復興住宅担当課長

まず、URと県内事業者の民間買い取りと分けて説明する。

県内事業者の中層の買い取り事業では、1戸当たり3,400万円を超えて建設したものはない。

URのものは、まだ完成したものがなく現在建設中である。まだ支払っていないので額は精算されていないが、譲渡契約を結んだときにURのものが高額な理由は、URに担当してもらっているのがいわき地区であり、買った土地が軟弱地盤が多く、その地盤改良やくい工事に高騰する要素がある。

また、URとは、完成した後に事業費を精算することになっており、今後の物価のスライドや設計が固まった段階で上昇する部分の要素も見込んで譲渡契約を結んでいるため、それが最終的な譲渡金額になるわけではない。そこからURも設計努力によってコスト縮減を図っていくので、現在URと譲渡契約を結んだ段階ではこういう状況であるが、設計を進める段階で確定していくことになる。

宮本しづえ委員

除雪費の関係で、本会議でも、雪が降ったか降らないかにかかわらず事業者は一定の体制をつくっておかざるを得ず、そういう事業者の支援も含めて県としては考えているとの説明があった。これは当然の措置だと思うが、実際には降らなくても一定の設備ができる支援をどのようにしているのか。

道路管理課長

除雪体制の確保については、降雪状況と除雪の有無にかかわらず待機に係る人件費をある程度保証するため、基本待機保証制度を導入してきた。

人件費の保証については、除雪は特に夜も出なくてはならない、朝まで出なくてはならないといったことがあるので、安定的な除雪体制の確保に向け、冬の降雪状況や除雪実績といった除雪事業の実態を踏まえ、当該制度の妥当性や見直しの必要性について検証していく。具体的には、実際に請け負ってもらっている業界の方々と意見交換をしたり、実態を把握しながら進めていく。

実態を踏まえた基本待機保証ということで、出勤状況、基本待機保証の内容、実績、実除雪経費を検証していく。

宮本しづえ委員

見直しをかけて制度として一定のものをつくっていきたいのだと思う。今回は余り雪が降らなかったように見えるが、増額になっているので既にそういうものがやられているのだろうと理解したが、どういうものを行ったのか。

道路管理課長

去年は大雪であったのでこれについては春先の除雪である

。

宮本しづえ委員

今年度である。

道路管理課長

基本待機保証の内容は、待機に係る人件費を一定程度保証するという事で除雪期間は基本12月15日から3月15日までであるが、この中で60日分の費用を時間換算で見ている。基本待機保証は時間外であっても待機命令を出せば待機保証が支払われるが、60日間については1日24時間のうち最大11時間に換算して見ていくことを考えている。

宮本しづえ委員

小名浜港東港については本会議の中でもいろいろ意見を述べて、それで今度の補正の中では国の直轄事業の部分で増額になっていると聞いた。この増額になった主な理由を聞く。

港湾課長

小名浜港東港の補正の概要について、県の事業はまず土56ページのふ頭埋立造成事業が減額になっている。これは首都圏残土の受け入れ残土が当初の予定より少なかったので減額になっている。

国の事業については、土27ページの国直轄港湾事業費負担金であり、ここではマイナスになっているが、これは相馬港と小名浜港のいろいろな事業が入っており、全体的に減額となっている。小名浜港東港だけを取り上げると、委員が述べたとおり増額となっている。その理由は現在岸壁のくい打ち施工を行っており、その支持力が深くなってくいが長くなったり、岸壁の前の白地しゅんせつを行っているが、その土質が想定よりもかたかったことで作業効率が落ちて増額となっている。

宮本しづえ委員

この事業については、国も県も平成27年度で事業評価をして、事業費の変更も行われている。その大きな理由としては、日本では2つのうちの1つである石炭受け入れの国際パーク戦略港湾に指定されており、それに基づく事業の見直しが行われていると思われるが、既に24年度で指定になっているため、今回の見直しの中心的な中身を聞く。

港湾課長

まず県の事業と国の事業両方で今年度事業評価を行っている。県の事業においては今年度の主な理由として、埋立造成地の軟弱地盤層があり、その対策、工法で増額になっている。国については先ほど述べたとおり、岩壁施工の岩盤線の変更等の現場条件の変更により増額になっている。

宮本しづえ委員

国、県合わせると730億円の予定の事業費が953億円と大幅に増額となった。国の直轄事業の裏負担分については、今は特別地方交付税で見えており、今のところは県の直接的な負担は出てこないということではあるが、いつまで続くかわからない。いくらIGCC（石炭ガス化複合発電）だとしても、石炭に依存する今のエネルギーのあり方そのもの見直しは、当然やらざるを得ない時期が必ず来ると考えている。そういう点で、事業費の見直し、増額については、県としても慎重に対応すべきと思う。今回の分については、直接県の負担がない地方交付税で見るとのことで、国が出すが、国民の税金であることには変わらないので、この点についてはエネルギー政策全体の見直しの中で、この事業のあり方も検討していくべきで、なお慎重な対応を求めておく。

(3月10日 (木))

宮下雅志委員

新規事業である土35ページの福島県多世代同居・近居推進事業について聞く。

この事業は、親世帯と子世帯の同居・近居のための新築・中古住宅購入、二世帯住宅へのリフォーム工事に対して補助する内容であるが、まずこの事業の土木部としての政策目的と要件、こういった形、例えば近居の距離要件や、同居の場合に確実に同居していくことを要件とするかどうか、あるいは二世帯住宅であったりそのリフォームの内容、どういうものをつくれればこの要件に合致するか、その辺を聞く。

建築指導課長

多世代同居・近居推進事業については、核家族化が進み、東日本大震災等によって今まで一緒に住んでいた方が離れていることがあるため、多世代や親世帯と子世帯と一緒に暮らすことによって、子育ての支援がなされ、また一方では、親である高齢者の見守りも可能になるというところで事業を進めようとしている。

本県の人口プランについても、希望出生率2.16を掲げており、こういう住宅施策を通して貢献できればとこの事業を行おうとしている。

同居・近居の要件等について、まず近居の距離は、親世帯と子供世帯が通常行き来できる距離をおおむね歩いて30分とし、2kmと考えている。

同居については、一緒に住むものが同居である。同居のリフォームの要件については、制度設計はこれからで、より具体的などころまではまだ踏み込んで述べられないが、一緒に暮らすに当たり必要なリフォームということである。少し抽象的だが、例えば台所をリフォームする、新たにトイレを設けるなど、二世帯、孫も含めて、多世代が住むのに役に立つリフォームということで、これから詳細を検討していく。

宮下雅志委員

核家族化が進む中で、土木部としては、住宅施策で震災等で別居を強いられる方や子育ての見守りに貢献したいとのことであり、今同居や近居の要件が出された。

国会で議論になったところを私も見ていたが、台所が2つあったりトイレが2つあったり3つあったりする住宅に対して補助をする際は、現実問題として住むことを要件にしないと、非常に所得階層の高い人たちに対する支援となってしまうのではないかとの議論がなされていた。

そういう意味で、本県の事業の目的は、あくまでもしっかりとその同居・近居を実現していくところだと思うが、その辺の確認についてはどのように考えるか。

建築指導課長

当然、事業完了後に住民票等の提出を受け、申請したところに住む確認を行う。

宮下雅志委員

課長説明であった子育てに対する家族の支援や高齢者の見守り、介護も含めたことを目的としていくとなると、例えば子育て支援や高齢者の見守り、介護などといった他部局との連携も必要になってくると思うが、その連携体制をどのように考えているか。

建築指導課長

今回の多世代同居・近居推進事業については、予算書にも書いてあるように、地方創生の深化のための新型交付金を使う予定である。これについては、地方創生の計画を企画調整部で取りまとめている。その中の一つとしてこの事業が入っており、当然土木部だけではなく、企画調整部が頭になるが、保健福祉部等もその計画の中に入っているのので、我々も連携してしっかり進めていきたい。

宮下雅志委員

ぜひ当初の政策目的がしっかりと達成される方向で取り組んでもらいたいと要望し、とりあえずこの問題については終わる。

宮本しづえ委員

まず最初に、部長説明では今年度の土木部の予算全体は前年比ではマイナスとのことであるが、復旧・復興事業は依然として継続していく。それで心配なのは、土木部職員の体制をどう確保しながら事業を執行していくかである。昨年度と比較すると、昨年度の職員の当初予定数は940人であるが、今年度の職員の予定数は954人と記載されているので、当初の説明書を見る限りは職員は増になると見える。たしか途中で職員減となった経過があったような気がしたので、実際にどのようなようになるのか、これで事業との関係で大丈夫なのかどうか、あわせて他県からの派遣職員をどの程度見て、事業執行していくのかを聞く。

部参事兼土木総務課長

職員の体制について、土7ページの職員費で、昨年ここで計上していたのが940名で、平成28年度は954名である。これは12月の委員会でも述べたが、ここに記載の人数は、この費目で負担する人数であるため、必ずしもこれが28年度の土木部の体制をそのままあらわしているものではない。土木職に限って言えば、今年度実施した職員採用試験の結果、募集人数に達しなかったこともあり、正職員数は減少となる見込みである。その分については、任期付職員やフルタイムの再任用といった職で確保し、埋め合わせたい。

自治法派遣職員は、土木職について言えば、今年度と同程度を確保できる見込みであるため、そういった応援職員の手も借りながら、復旧・復興業務はまだまだ続くので、しっかりと対応していきたい。

宮本しづえ委員

正職員は減数になるだろうとの話であった。この費目の職員数は954人とのことであるが、土木部全体で見ると、正職員数は何人で、昨年度との対比でどれぐらいの減になるか。ここにしか職員数が書いておらず、ここで比較するしかなかったため、そのように述べたが、全体像を聞く。

派遣職員も今年度と同程度を見込んでいるとのことだが、何人だったかお知らせ願う。

部参事兼土木総務課長

事務職員はまだわからない部分があるので、技術職員について述べる。技術職員の土木職で言うと、正職員は、昨年度が636名であったところ、8名ほど減る予定である。自治法派遣職員は今年度55名の土木職がおり、それが同程度確保できる見込みである。

宮本しづえ委員

土木部も残業がかなり多いのではないかと大変心配している。職員管理上の問題もあり、適正な職務体制をつくってい

くことが必要と考えている。土木職員で長期療養で今休んでいる人数は何人か。その中で、いわゆる精神疾患の方は何人か。

部参事兼土木総務課長

いろいろな数値を使って申しわけないが、病気休暇の職員は土木職に限っての話ではなく、土木部全体で述べる。3月1日現在、長期休暇をとっている職員が34名おり、そのうち精神疾患の職員は29名である。

宮本しづえ委員

この費目の職員だけでも900人、1,000人くらいと考えて、34人が長期療養というのは3%であり、非常に大きい。職員の絶対数をふやしていくことで、なるべく職員の負担を軽減する方法をとらないと、職員の健康を守れない気がしている。復旧関係の工事は随分減ってきてはいるが、まだまだ避難区域の災害査定も含めてこれから続くので、本県の場合はまだまだこれは継続するとしっかり捉え、その体制については、土木部としても全庁的な位置づけを含めしっかり対応してもらいたい。

きのうの部長の説明の中で私がどうしてかと思ったのは、土木部の全体予算は今年度比93.9%で、その中で県単事業は今年度比で114.7%ということである。これはどういう理由によるものなのか。

土木企画課長

来年度の予算がどういう規模感かについて説明する。

来年度、集中復興期間から復興創生期間に移る中で、一般会計ベースでいくと、全体で270億円ほど少ない予算となっている。非常に大規模に行っている東日本大震災の災害復旧、海岸堤防等の事業が、予算上はピークを過ぎるためである。

一方、ふくしま復興再生道路や復興公営住宅といったいわゆる復興事業については、例えばふくしま復興再生道路は、今年度より約1.2倍、復興公営住宅は1.6倍ほどで復興事業が伸びていく中で、復旧事業分が下がるのと復興事業分が上がるところが相殺され、全体的には下がっている状況である。

通常事業の関係で述べると、今年度も補正では一部計上しているが、昨年9月の関東・東北豪雨の災害復旧が来年度に本格的になってくるため、その辺の伸びもあり、通常予算について若干伸びている。

宮本しづえ委員

そういう全体像で、なぜマイナスになったのかは今の話のとおりであるが、県単事業費が伸びたのはどういう理由か。つまり、今まで補助だったがそうでなくなったものが出てきているのか、その結果として県単事業が伸びたのかを確認したい。

土木企画課長

県単事業という名称を使っているが、中身は県単公共事業である。非常にわかりにくいのが、この整理では県単公共事業の中に社会資本整備総合交付金、いわゆる交付金事業も入っている。純粋な県単独事業が伸びているのではなく、交付金事業も含めた形であるためこのような形になっている。そういう意味では、社会資本整備総合交付金の中には、通常枠と復興枠があるので、先ほど述べたふくしま復興再生道路についても、社会資本整備総合交付金の復興枠で事業を行っており、それも加味されて伸びている。

宮本しづえ委員

社会資本整備交付金事業全体の交付金そのものが減らされるのではないかとの話があったが、新年度はどうか。

土木企画課長

話が少し煩雑になって申しわけないが、通常事業のうち、いわゆる県単公共事業の中で復興枠以外のものは、平成27年度の当初ベースで354億円ほどある。28年度は、約320億円であるが、若干通常分については減る状況になっている。

今井久敏委員

土35ページで、ふくしまの低炭素社会づくり推進事業が予算化されており、住宅の断熱改修に対する助成であるとの説明があった。これを詳しく説明願う。

もう一つ、土14ページの地域拠点機能強化事業の道の駅20カ所に係る事業の中身を聞く。

建築指導課長

ふくしまの低炭素社会づくり推進事業の1億1,010万円の中身で、断熱化についての質問かと思う。

新年度、新規に既存住宅を断熱改修する方に対して補助を行うものである。内容的には2つあり、まず新年度全般において、どういう断熱改修が効果的か、既存の住宅であるため、全てを新築のように断熱化することはなかなか難しいかと思うので、その一部を改修するところで、どういったところまでどういった手法等でやればよいか調査研究し、来年度前半のうちにその調査検討と制度設計を行い、後半からその制度設計に基づいて断熱改修をする家に補助を行う仕組みである。

道路整備課長

道の駅の件である。最近の道の駅は、地域活性化の拠点として来訪者を招き入れる効果がある。

そういう意味で、道の駅の情報提供機能を強化するというところで、Wi-Fi、無線LANを全域に整備すること、防災対応ということで、非常用電源を整備すること、さらに、道の駅の情報を英語化することの3つを今進めており、来年度はこの700万円で、防災機能の強化ということで、太陽光パネルの設置や観光コンテンツの外国語化、英語化を予定している。

今井久敏委員

債務負担行為の説明の中で、コンストラクションマネジメント（CM）ということで何度も出てきており、少し勉強してみるとそういう内容だろうということであるが、改めて、CMによる部分の概要と、なぜこの事業はCMでやるのかの判断基準を聞く。

技術管理課長

まずCMについては、我々は事業を管理しているが、事業の計画段階から調査設計、工事の発注、さらに施工の各段階において、スケジュール管理、コスト管理、品質管理、施工管理といった管理の一部のうち、民間側でもできる技術的なものについて、発注者側の執行体制の確保のために、民間に委託するものである。

業務選定の中身であるが、まず基本的に予算が大分膨らんでおり、この膨大な量の復旧事業に、その事務所で対応が困難であること、高度な技術を有する技術職員が不足していること等の観点から各事業を選別し、委託している。

今井久敏委員

要するにどの事業をどうするかは、部内でよく検討した上で、職員体制等のさまざまな要因も含めて、いわゆる建設土木の皆さんの考え方一つで動いていくということか。大変だからという話ではなく、発注基準や考え方についてきちんと

発注者側の意向に沿って物事を動かしていく人たちということだろうと思うが、もう少し詳しく願う。

道路整備課長

土75ページに限って述べる。これは道路のCM業務であり、簡単に述べると、通常事業については今までのプロパー職員で対応する。ここで計上したのは、これから予算がふえると言われている社会資本整備総合交付金の復興枠に対応するため、不足する職員を補うために実施するものである。

今井久敏委員

今の話でそういう基準とのことである。ここで言っているコンストラクションマネージャー（CMR）の関係性は福島県的にはきちんと整理した上で、発注しているのか。このCMR等に関する課題等をきちんと整理しているか。

道路整備課長

CMR等について整理しているかとの話だったと思うが、CMRは、CM業務として事務所に常駐する職員がおり、さらにそれをマネジメントする職員もいる構成で、事業に対応していく形である。我々が求めているのは、土木技術者が不足する分を担う職員であるため、その辺の能力を持っている一般的な建設コンサルタントに業務を委託する形になる。

宮本しづえ委員

私も今の部分はいま一つよく理解できないので、県内のどういう事業者にどこまでどういう事業を委託するのか聞く。予算上にこういう形で出てきたのは、非常に大きいし今回が多分初めてではないかと思いき、新しい手法なのだろうと考えた。選定基準はその部局の中で選んだ事業とのことなので、事業の特別な基準があるわけでもないと思う。今課長が述べたように、社会資本整備交付金での事業費がふえるものについては適用していくとのことであるが、どのようにイメージを持ったらいのか。具体的に県内のどういう事業者にどういう事業を委託する形になるのか。その委託事業そのものがきちんと行われているかは誰が管理するのか。

道路整備課長

質問は、どういう業者に発注するか、どういう事業に対してCMRを使うか、実際に適正に執行されているかをどうやって確認するかの3点でよいか。

宮本しづえ委員

そうである。

道路整備課長

まず、発注する相手先は、我々の土木技術職員が不足する分を補うスキルを持った人間であるため、今までの実績からすると、基本的には大手のコンサルタントが単独またはJVで応募してきているのが現実である。

2つ目は、先ほどの私の説明がわかりづらかったと思うが、道路の通常事業については、今までどおり震災前と大体同程度で執行してきている。社会資本整備総合交付金の復興枠は今までも予算は来ていたが、平成28～32年度の復興・創生期間に大規模に執行していく必要があるため、その部分について、不足する職員を補うためにCMを発注する。

3つ目は、それをどうやって確認するかであるが、CMの職員としてくる者は専任として事務所の近くに駐在するため、日々どういう業務を行ったかは、その業務を担当する事業課なり事業部なりで進捗状況を確認している。

宮本しづえ委員

いま一つイメージが全体でつかめなくて悪いが、例えば、今の課長の説明や土75ページで見たときに、国道114号ほか幾つの路線で、何人くらいの体制でこのマネジメント業務を委託しているのか。その委託料全体額は68億円にもなり、かなり大きな金額である。

職員の不足分を補うとのことであるが、自前で職員を雇ってこういう業務を自分たちでやるときと委託を比較したらどうなのか、どんな比較検討がされたのか。一つ一つの債務負担行為の金額がかなり大きいので、どのように理解すればよいかは率直に言って少し戸惑いがある。本当にこれでよいかは確証がなく、そうするとと言われてそのほうがよいと単純には言いにくい面があり、もう少し中身の説明がないと実際には理解できない。

今の説明だと大手のコンサルタントかJVが請け負うことになる。例えば工事を請け負っている事業者がおり、その事業者との関係で、同じ人がマネジメントをすることにはならないと思うが、その辺の関係をもう少し整理して聞かせてもらいたい。

道路整備課長

今の質問は3点あったと認識しているが、まずどういう事業に充てるのかと、一般の職員とCMの職員を雇った場合のコスト比較はしたのかの2点について述べる。

最初にCMがどういうものかをもう一度簡単に説明する。事業は、計画から設計、用地を買って工事をしていく一連の流れを管理するが、設計から施工までを、中立な我々と同じ立場で総合的に管理を行ってもらうのがCM業務である。

今回、具体的には37路線55工区をまとめて債務設定した。これは県内各地の路線工区になるので、実際発注するときには幾つかに分割した形での発注となる。

2つ目は、コストの比較について、我々も職員で全て対応できるのが一番だと思う。ただ、先ほどの話のように、現在、募集してもなかなか人が集まらない状況である。行わなくてはいけない事業が今後5年間に山積みされているが、職員を雇いたくても雇えないので、そのかわりに、この業務を委託することで不足する職員を補うことを考えた。

宮本しづえ委員

受注業者との関係で、同じ業者が請け負うことはないか。

道路整備課長

工事を受注した普通の建設会社は施工するだけであるが、CMは計画から設計して用地を買って工事を発注し、それを監督して完了するまでが一連である。受注業者はその工事をするだけであるが、CMは計画段階から施工段階まで、一連我々と同じような仕事をするので、重複している業務は特別なない。

宮本しづえ委員

今回のような大災害の中で、一気に事業を推進しないといけないので、こういう手法もある意味やむを得ない部分があるが、やはりこういう大規模な災害を体験しながら、そういうものにも対応できる職員を育成していくことも非常に大事な観点ではないか。急いでやるために外注するやり方もあるかもしれないが、しっかりとこういうことを体験しながら技術職員を育成していく観点がより大事である。

最初に述べたように、この膨大な量の公共事業がまだまだ続くことを考えたときに、技術職員をしっかりと育成、確保していく県としてのしっかりとしたスタンスを持つべきではないか。実際に事業を推進することとの関係でなかなか間に合わないこともあるかもしれないので、こういう手法もある意味やむを得ない面があるかもしれないが、県としてはしっかりと技術職員を確保して育成していくとの立場を堅持してもらいたい。これは要望として述べておく。

次に、不動産取得についてである。15件全部、復興住宅の取得であると思う。補正のときにも若干述べたが、この不動産取得は、単純計算だと地域によって1戸当たりかなり格差がある気がしている。どうしても高いと気になるのはやはりURである。なぜURだと1戸当たり4千何百万円にもなるのか。この間の説明だと、いわきは地盤が悪いから地盤の基礎工事にどうしても金がかかるとの説明であった。いわきは市が独自に災害公営住宅をつくっている。市のつくっている災害公営住宅の1戸当たりの平均の単価とURがつくっている1戸当たりの平均単価は余り変わらないのか。それともやはり差があるのか。

復興住宅担当課長

URに買い取りをお願いした物件に関しては、今回2件ほど説明したが、4,000万円を超えている。本体分を比較すると、今まで県が発注してきたものといわき市が発注してきたものにそれほど大きな差はないが、先日も述べたように、いわき市はかなり軟弱地盤が多いため、それに対する特殊基礎工事がふえている。それに加えそもそも、URに発注する上においては、建築本体工事に関しては、いわゆる我々の職員に相当する分としてUR職員のマネジメント料を5%計上することになるので、単純に同じ100円のものを買えば105円となる。5%分が事務手数料として上積みされる。さらに今回のURとの締結においては、URが実施設計と工事を一括して設計施工一括方式として発注するので、単純に工事だけを請負工事で発注したものに実施設計料がプラスされていることも、アップしている原因になっている。

宮本しづえ委員

ほかの買い取りの場合は、今説明があったようにマネジメント料は加わず、県が独自にやる。だからURは別で、その分だけどうしても高くなってしまふ。それにしても4,500万円は余りにも高いと思わないか。この理由は何か。

復興住宅担当課長

4,500万円の内容であるが、中身を詳しく見ると、基本的な本体工事においては、1戸当たり約3,600万円で、通常のものと同じくらいではない。それに特殊基礎工事として、くい工事等の費用が多く入っていることと、URの5%の経費といったものが追加になって高くなっている。URに関しても、これは実施設計が終了して額が完全に確定したわけではなく、上限値として今回提出したので、今後URが調達した建設会社と実施設計を進めることによって工事費が固まってくると、これを削減していくことになるため、必ずしもこの額が最終的な買い取り価格ではないことを理解願う。

宮本しづえ委員

そういう事情とのことであるが、実際URはどこに事業を委託して建設事業をやっているのか。

復興住宅担当課長

URの調達に関しては、基本的には2つの手法があり、1つは、URの基準となるAランクを取得した大手の建設会社が受注している。また、県では協定したときに、一部ブロックを分けて県内の受注枠を設けるようお願いしているので、小ブロックに分けたところについては県内の建設業者が受注している。

宮本しづえ委員

次に、土砂災害防止の関係で、ことしも結構大きな金額の予算がついた。国の土砂災害防止法との関係で、基礎調査を5年間で基本的には終了する計画で進めることになっていた。本県の場合は、新年度予算もあわせて、国の5カ年の計画との関係でどういう到達状況になるか。

砂防課長

基礎調査の実施計画は、広島県の災害を受け、5カ年で終わるよう全国的に計画を見直すよう要請されている。

本県においても、平成31年度に基礎調査が完了する計画に見直した。28年度については、先日の27年度の2月補正で4億2,000万円、今回の28年度の当初予算においても同じく4億2,000万円、2つの予算を合わせて8億4,000万円で推進を図る予定である。その結果、予想であるが、累計として7,050カ所が調査実施可能となる見込みであり、全体が7,867カ所を想定しているため、進捗率としては89.6%、約9割の委託が進むと想定している。

宮本しづえ委員

相当頑張って予算もつけてもらって、かなり一般財源を使う部分があると思うので大変だと思うが、大事な調査を頑張ってやっていることについては敬意を表したい。

7,050カ所できそうとのことであるが、調査が終わって今年度末までではどれくらい新たな指定ができそうか。それに伴ってまた事業が必要な箇所が出てくると思うが、それとの関係は今後どうなりそうか。

砂防課長

土砂災害警戒区域指定の進捗状況であるが、現在も手続等を進めており、ことし3月末で2,765カ所、全体の7,867カ所に対して進捗率は35.1%となる見込みである。

区域指定については、委託の完了後、住民説明会あるいは市町村の意見徴収等の事務が必要になっており、約1年程度の事務手続期間が必要となっているため、午前中に答えた委託の予算の進捗率とは開きがある。

次に、ハード対策の推進について、もともとこの警戒区域等の指定は、ハード対策を大幅に進捗することが非常に困難な状況の中で、人命の保護を最大の目的に実施しているため、区域指定が終わったらすぐにハードという直接のつながりはない。

今後とも、ハードの整備は、被災箇所あるいは老人ホーム等の要配慮者関連施設等がある危険箇所について、優先的に実施していく。

宮本しづえ委員

指定までには一定の時間がかかり、さらにハード事業につなげるためにはもっとさまざまな要件が必要とのことである。いずれにしても、今の説明の中で、危険箇所の改善のためには一層の努力が必要であることもわかったので、一層力を入れて取り組んでもらいたい。

次に、小名浜港の東港地区に関する問題である。新年度予算の中で、国直轄の港湾事業が64億5,000万円計上されているが、この中で小名浜港の東港地区に係る部分は幾らか。

港湾課長

土28ページ、国直轄港湾事業費負担金の中で東港地区にかかわるものは約47億円である。

宮本しづえ委員

県の45%の負担分が47億円との理解でよいか。そうすると、この間の国の事業評価で国直轄分の事業費が見直しによって、643億円になるということになったと思うが、今年度のこの47億円の事業費を含めると、全体の国の直轄分はどれぐらいの到達になったか。あわせて県単事業も埋立事業がこの中に入っているため、見直しで310億円の全体事業費になった中で、平成28年度末の県の事業費は幾らになるか。

港湾課長

進捗状況については、国と県を分けた資料は用意していないが、土28ページの国直轄港湾事業費補助金は約47億円が県の負担金であり、これを0.45で割り戻すと約104億円になる。

県の事業は、土109ページで護岸や埋立造成を行う費用として、ふ頭埋立造成費22億1,010万円を計上している。さらに、土110ページの荷役機械建造費が東港に荷役機械を整備する事業であり、8億3,010万円を計上している。先ほどの109ページと110ページを足すと、22億円と8億円なので、県は約30億円となる。

先ほどの国の事業費104億円を足すと、平成28年度は事業費の合計で約134億円となる。今年度事業評価を見直した結果、全体事業費は953億円で、これに対し27年度末で679億円となっており、これに先ほどの134億円を足すと合計で813億円となる。進捗率は約8割強となっている。

宮本しづえ委員

全体の事業費で8割ということである。

沖待ちの貨物船がたくさんあり、早く整備してほしいとの要望があるとの話であった。もう20年以上かかっている、埋め立てなど確かにいろいろな難しい作業や工事もあると思うが、全部埋め立てないと埠頭が使えないわけではないので、事業や工事のやり方を効率的にして、沖待ちをしているのであれば早くその埠頭を使えるようにすることも含めて考え、もう少し早く供用を開始できる状況をつくってはどうか。工事全体のやり方の見直しも含め、そういう方法もあるのではないか。

ただ、沖待ちしている理由が、石炭はばらで積んでくるものなので、ここについてはやはりいろいろな意見がある。しかし、沖待ちしているのは石炭ばかりではなく、鉄鋼関係の素材などを沖待ちしていることもあると聞いているので、そうだとすればあそこ全体を埋め立てないと使えないような工事のやり方を再検討することも必要ではないか。早く供用開始できるような方法を検討してはどうか。その辺の見通しを聞く。

港湾課長

今年度は県と国の両方で事業評価を行っている。県の事業では平成32年となっているが、現在、岸壁や橋梁の整備状況を踏まえ、国といろいろな工事調整を行っている。この辺も委員の質問のとおり、部分供用も含め、いつ、どの段階でどのように供用できるか国や関係機関との調整を踏まえて、早期に供用開始したい。

宮下雅志委員

土12ページの道路橋りょう維持費の中の道路長寿命化対策事業について聞く。

本会議でも議論になった問題で、50年以上の老朽化した橋梁が15%であったか、間違っていたら訂正してもらいたいが、2,981橋が老朽化しているとの答弁があったと思う。そういった中で、今回4億1,000万円の事業費の中身を見ると非常に重要な内容で、橋梁長寿命化修繕計画に基づいて進めていくとのことであるが、前年度が9億2,400万円で、今年度半減以下である。事業の重要性に比べてどうも予算措置が少し減り過ぎたのではないかという感覚を持ったが、その点について説明願う。

道路管理課長

現状、長寿命化対策事業は県単事業であるが、平成27年度は9億2,400万円であり、28年度当初予算案は4億1,000万円であるため、5億円ほど減少している。これに対して現在、県単独の財源から、より有利な通常の社会資本総合交付金を活用して約4億6,000万円を増額する案とすることによって、28年度の長寿命化対策の必要額を確保していく。

宮下雅志委員

交付金を充てて何とか今年度と同様の規模にしたいとの答弁であった。道路のアセットマネジメント、予防保全の観点から、非常に重要な取り組みであるとずっと認識しているので、ぜひ後退しないようにだけ願う。

それと関連して、県有建築物の長寿命化について、適切なストック管理をしていくとのことであるが、平成28年度はどういった取り組みをしていくのか。

営繕課長

県有建築物の長寿命化計画関係であるが、県有建築物について、施設管理者が適切な点検結果から長寿命化計画を策定できるように、土木部において作成方法やポイントを記載したマニュアルを現在策定している。年度内に策定完了見込みであり、これを各施設管理者に説明し、適切な活用を図っていく。

宮下雅志委員

管理者がそういったマニュアルを策定できるようにとのことである。今回、県営住宅の管理事業で、復興再生以外で10億2,143万1,000円計上されており、説明によると、自主避難者の受け入れのための改修とのことであったが、前年度が7億2,400万円で3億円ほど増額している。これが自主避難者の受け入れの改修であるのかと感じたが、自主避難の方を受け入れるために県営住宅を改修するとはどういった内容か。例えば老朽化してひどい状況なのか、今の状態では出せない状況なのか、部屋の構成などを全て変えてしまうことなのか、その辺を含めて聞く。

建築住宅課長

自主避難者のための県営住宅の改修であるが、予算では2億5,500万円ほど積んでいる。170戸を改修する予定であり、1戸当たり150万円程度の改修費である。

改修の対象としている170戸は、大きな金が必要であるために、これまで通常の経費では改修できなかったものや全面改修のために入居者を入れないで空き家にしておいたものなどであり、基本的には内装や古くなった台所機器の取りかえといったものを中心に修繕していく方針である。

宮下雅志委員

県営住宅に関して、本会議で県営住宅における省エネルギー推進に関する質問が出されたが、断熱材やLEDということで、今後、削減目標あるいは整備指針を策定していくとの答弁があったように記憶している。

前回12月定例会で道路施設に対するLEDの実証試験ということで答弁があったが、県営住宅のLEDの交換はどのような状況に今なっていて、平成28年度はどういった形で進めていくのか。

建築住宅課長

県営住宅のLED化はまだ実際には始まっておらず、復興公営住宅等は今既に太陽光やLEDの導入などを進めている。県営住宅は、先ほどの道路でもあったように長寿命化計画の見直しの時期であるため、その中で検討していく。

宮下雅志委員

計画の見直しということで、その時点で判断することになると思う。

続いて、道路橋りょう維持費に「チャレンジふくしま道路敷を活用した再生可能エネルギーの導入事業」があるが、これも前年度7,500万円の予算が500万円に減額されている。これは多分今年度は、あぶくま高原道路のトランペット型インターチェンジ内に太陽光施設を導入して、事業データを基礎として、今後どういった形で導入していくかを検討し、それ

を受けて県内のトンネル照明やあるいは電力が必要な道路施設への積極的活用を図っていくとのことでなされた事業であったと思う。新年度の500万円は、どういう形で事業展開するのか。

道路計画課長

道路敷を利用した再生可能エネルギーについて、まず、なぜ減ったかについては、重点事業で今年度初めてこのような事業を計画したが、いろいろな調整に不測の日数を要し、結果的に来年度に繰り越している。したがって、太陽光で発電し、具体的にはトンネル照明に使おうと思っているが、それは来年度において来年度予算500万円とあわせて実現することとなる。

不測の日数を要したと述べたが、その主な原因は、太陽光は承知のとおり昼に発電して使うが、昼間も照明の薄いトンネルが対象で、たくさん発電するとエネルギーが余り、それを電力会社に売電しようと思ったものの、電力線に余裕がないと電力会社では受けられないということがあり、勉強不足であった。

全県的に展開していく姿勢は変わらないので、来年度はそういった調整も含めて、調査あるいは設計をしっかりと取り組んでいく。

宮下雅志委員

事業の中身として、推定発電量と実発電量の採用の検討、あるいは費用対効果の分析は次年度以降との理解でよいと思うが、売電を考えるとやはり系統接続の問題でいろいろハードルが高くなると思うので、ぜひ地産地消の面も含めて、自分たちで使うといった位置づけをしっかりと持って、そういった形が先駆けの地の実現にふさわしいと思うので、ぜひ積極的に進めてもらいたい。

関連で、今回県営住宅太陽光発電導入事業で1,000万円が予算化されているが、これも本会議で、復興公営住宅は計画に従って全てで導入しており、今回、既設の県営住宅の集会所等に導入するとのことであるが、こういった事業なのか。

建築住宅課長

県営住宅も太陽光等を導入し、発電して、入居者が利用しやすいように集会所に電力を供給するとの考え方である。今般、仮設住宅の解体があり、不要になったエアコン等を、今回3カ所の集会所に取り付け、それに電気を使うため、太陽光も並行して導入していくために計上した。

宮下雅志委員

今回集会所とのことで、これは再生復興枠で仮設住宅を対象にしているとの理解でよいか。

建築住宅課長

集会所はあくまで県営住宅であり、先ほどのエアコンは、壊す予定の仮設住宅でエアコンが余ったものを再利用するということである。

宮下雅志委員

今回3カ所とのことであるが、今後こういった方針で既設の県営住宅の全てで可能な限りやっていくとの理解でよいか。例えば築何年という基準を設けてやるなど、今後それをやるための基準といったものはどうなっているか。

建築住宅課長

太陽光発電については、順次入れていきたい。

宮下雅志委員

予算の関係もあると思うので、年数はかかっても全ての県営住宅を対象とするとの理解でよいか。

建築住宅課長

集会所については、徐々になると思うが、全てを対象にやっていきたい。

宮下雅志委員

先ほど道路敷を活用した太陽光の導入のところでも話したが、住宅用太陽光発電は既に効果が確認されていると思う。これは売電や系統接続といった問題ではなく、地産地消の象徴的な事業になってくると思うので、ぜひ積極的に進めてもらいたい。

西山尚利委員

集中復興期間から4月以降創生期間に入った中で、知事は本会議の所信表明で、片仮名で「シンカ」という言葉を使って創生期間に向かっていきたいとのことであった。「シンカ」という片仮名の意味を知事に聞いたら、深まる深化、進める進化等5つくらい述べていた。そういう意味で、創生期間において、ぐっと県を全部として進めていくと理解している。

そういった知事の進め方の中で、依然として土木部の公共予算は膨大なものがあり、今ずっと質疑が続いてきたが、新規を含めて事業もたくさんある。その膨大な予算、新規事業をしっかりと執行してもらわなくてはならない。毎年、いろいろ考えてやってもらっているが、その観点から、まず年間の発注計画などの業務の効率化について、平成28年度はどういった考え方で進めていくのか。

建設産業室長

年間の発注計画であるが、請負業者が早期に受注準備できるよう、発注見通しを早目に出すということで、今回も2月定例会の成立前に大規模な来年の工事については発注見通しを公表し、受注の体制をとる形で進めている。

また、来年度予算の成立後、3月末には速やかに来年度予定の大規模工事全箇所発注見通しを公表する予定である。

西山尚利委員

早目の対応ということであった。5年が過ぎ、まだまだ復興がおくれていると感じている方のアンケート調査の結果もある。これからはその一つ一つの事業がきちんと計画にのって、できれば工期の延長や繰り越しが少なくなっていくのが理想だと思う。そういった状況の中で、今年度も入札不調の問題があったと思うが、今の議論も含めて、来年度は入札不調対策についてどのように対応していくのか。

建設産業室長

土木部発注の入札状況は、平成24年度に一番高い時期があり、最近は大分減少傾向にある。27年度の1月までの箇所別の契約でいくと94.4%、金額にすると96.2%で、高い数値での落札となっている。入札不調についても、中通り等の除染等が大幅なシェアを占めていたため不調であったが、来年度以降はそちらも大分解消されてくるということで、受注はもっと上がる見込みである。

亀岡義尚委員

土10ページで、復興事業あるいは災害事業で猫の手もかりたいくらいの忙しさと大変な状況の折、震災前の事業、建設

業を福祉やいろいろな産業に誘導していくための、地域に根ざした建設業新分野進出応援事業26万4,000円がかすかに残っているが、これはどういった意味で置いて、どのようなことを狙っての予算措置なのか。

建設産業室長

土10ページの地域に根ざした建設業新分野進出応援事業の予算であるが、毎年建設業の方が新しい事業に参入する場合に、建設産業室で認定し、その中で利益も相当上がっているところなどを認定するためのイベントの費用として計上している。

亀岡義尚委員

ここに事業として残している意味は、震災前は十分理解できたが、今の時期にあえて残しているのは、中身は県としてはどうしてもそちらに誘導して、復興・再生事業が一段落した後を見定めて残してあるのか。

建設産業室長

確かに新分野進出事業は7年ほど前に制定され、震災後も続けている。現在百数十社ほどを認定しているが、今後、復旧復興事業がいずれ終わる時期が来ることもあるので、今の時点では進めている。ただ、これをそのまま進めるべきかも含めて、福島県の建設業審議会でこれから審議していくので、その答申を受けて進めていきたい。

亀岡義尚委員

今まで百数十社を認定したとのことであったが、当時から無理やり建設業を誘導して行って、また産業にということでも今つまづいていることもよく耳にしている。これまでの検証や、これから復興事業が変わっていく中で、今まで認証してきたものの効果やこれから先々の建設業から他産業に行くに当たっての検証も大事であると思うが、どうか。

建設産業室長

委員指摘のとおりであると思うので、その辺も含めて今後の建設業審議会で審議してもらい、検討していく。

亀岡義尚委員

土34ページの宅地建物取引業法施行事業について、どのようなものか具体的に説明願う。あわせて土35ページの空き家・ふるさと復興支援事業についても、どういう効果を狙ったものか説明願う。

建築指導課長

まず宅地建物取引業法施行事業の179万7,000円については、通常、宅建業の登録等を県として行っている。その宅建業の登録等をする上で必要となる経費、一番大きいのは全国にある宅建業の登録システムを全国で運営するに当たっての経費や宅建業の登録申請が上がってきたときの郵送等の事務経費といったものである。

次に、空き家・ふるさと復興支援事業は、空き家の活用の観点から2つあり、市町村が行うどこにどのような空き家があるかの実態調査に対する補助経費及び実際に空き家を活用しようとする方々が空き家をリフォームするときの費用の2分の1、上限としてはリフォームにかかった費用150万円、それとは別に清掃費等の40万円の190万円であるが、そういったものについて、個人に対して補助する経費である。

亀岡義尚委員

2番目の事業の補助経費は何件くらいを想定したのか。

今まで空き家対策は市町村と国の関係でなされているとよく聞いたが、これは初めての事業と理解してよいか。

建築指導課長

平成28年度にこの予算に積んでいる空き家のリフォームについては、50戸分を想定している。

この事業は26年度から行っており、今年度も行っている。28年度で3年目になる事業である。

亀岡義尚委員

前知事がよく二地域居住と使っているのを耳にして、最近また内堀知事も二地域居住と使っているが、この意味合いと説明のあった今の事業との関連はどのように理解したらよいか。

建築指導課長

先ほど説明が不足していたが、空き家のリフォームの対象になる方々は、今回の震災による被災者、避難者、移住者の3通りであり、二地域居住に関しても、その移住者を対象に述べている。あわせて東京にあるふるさと回帰支援センター等に福島県でこういう事業をやっているといった情報を発信して、移住を推進している。

大場秀樹委員

土9ページの道路公社であるが、歳入の欄に元金という項目があって、歳出の欄1番には利子補給とあり、多分借りているから利子を補給しているのかと思うが、逆に4番で貸している。この仕組みを説明願う。

道路計画課長

道路公社の運営費について、順番に説明する。

説明のところにある最初の1番、利子補給事業である。これは新年度に道路公社が銀行などの市中から借金をして運営していくが、その利子を県が補填する予定であり、そのための利子の準備といったものである。

2番目に、道路公社の運転資金の貸付事業として5,000万円計上されている。これは端的に言うと、道路公社はなかなか黒字体質ではなく、例えばスカイライン、レークライン、ゴールドラインといった3有料道路をつくるときや運営で借金をしており、その返済をしているために、運営資金を年度当初に準備できない状況である。運営のための手持ち資金がないので、ここで予算化し、平成28年度の運営費に充てるものである。

3番目の福島県道路公社負担金3億2,158万2,000円である。これも先ほど述べたように、例えば、有料道路も無料化しているところがあるが、その借金が残っていてそれを返済していかなければならず、福島県は道路公社の設立団体としての責任があるので負担することになっている。その県負担分である。

4番目の道路公社の資金貸付事業は、貸し付けという点が今述べた負担金とは異なり、文字どおり貸すものである。これも一部説明が重複するが、有料道路を無料にして料金収受がなくなってからも返す金はまだ残っている。スカイライン、ゴールドライン、レークラインのほか、かつて有料道路であった母成グリーンラインや那須甲子道路といったものが積み重なった返済金や、道路を建設したときの借金が重なっているものを福島県が貸し付ける内容である。わかりにくいと思うが、いろいろ金の種類が分かれている。

大場秀樹委員

歳入の元金はどういう意味か。

道路計画課長

元金については、今説明したように、福島県が利子補給や貸し付けを行うものを年度ごとに道路公社から返してもらうが、その返してもらうものが元金の14億346万円である。

大場秀樹委員

原資というか、元の金はどこから来るのか。

道路計画課長

年度ごとに道路公社から返してもらう。めぐるような感じであるが、福島県から貸してもらったり、負担金があったものを原資として元金にして、福島県にまた返す仕組みである。

(3月14日 (月))

今井久敏委員

今の説明にもあった除染がそれぞれ進んでいることはよく見ている。道路除染も進捗を早めようとして今動いている状況であるが、道路除染に関して、除染後の土壌等の仮置き場が不足しているとの情報がいろいろと入っているが、当局はそういう情報は聞いているか。

道路管理課長

郡山市内において不足していると聞いている。

今井久敏委員

それらに関してはどのような対応がなされようとしているか。

道路管理課長

郡山市役所と連携し、仮置き場の確保に努めている。

今井久敏委員

この間除染はどのような形になるか。とまることになるのか。

道路管理課長

その間除染はとまることになる。

今井久敏委員

一生懸命やろうとしても、結局そのように業者が悩むことになってしまうのは問題だと思う。抱えている従業員の確保をどうするかが問題になってくるわけで、仕事がないからそこでとまってくれという話になってしまう。早急にこういう状況は打開すべきと思うので、当局のしっかりした対応を要望する。

もう一つ、中間貯蔵施設絡みで聞く。おくられているというか、なかなか進まず大変な懸案事項となっているが、中間貯蔵施設の搬入ルートに関して、どのような情報が入ってきているか。こういうルートを通るとか、ここまで詳しく受けたとか、全くないとか、どういう状況にあるかをまず聞く。

道路計画課長

中間貯蔵施設への除染に伴う除去土壌等の輸送については、今環境省と調整しているが、今の段階で聞いているのは大きく2つで、時期の問題である。

1つが、追加インターを大熊町、双葉町で設置することにしており、おのおの平成30年、31年に完成するので、この完成後ということである。

もう1つは、完成後は一般道を通らず、なるべく高速道路を通して運ぶとの説明であり、それまでは承知のとおり、中間貯蔵施設の計画がなかなか進まないことがあるので、毎年度運ぶ量をふやしていくと聞いている。具体的には、完了した今年度の試験輸送では約5万^mの土を運んだ。28年度から本格輸送が始まるが、だんだんふやす中で、試験の3倍である15万^mの土を運ぶと聞いており、このときには、先ほど言った追加インターはまだできていないので、国道や県道を通るとのことであるが、まだ確定ではない。

当然、ルートについては県だけでなく、関係市町村の意見を聞き、人がたくさん戻ろうとしているところを通ることや既に住んでいるところを通ることは好ましくないで、そこについては、今調整を続けている。追加インターができる30、31年ごろのピークを迎えるまでに搬入量が年々ふえていく状況なので、毎年環境省と市町村を含め、ルートや量、具体的には運ぶ車の台数などといったものの協議を注意深く進めながら、迷惑にならないように進めていく。

今井久敏委員

インターができるまでは今のような形で、インターができれば高速道路だけとの話であるが、搬入道路として既存の県道、国道の話も出た。仄聞する話として、搬入道路の狭いところを拡張し、終わったらもう1回戻すといった話が漏れ伝わってきているが、そんなことはあるのか。

道路計画課長

搬入に伴い、狭い道路をどうするかとの話はあるが、これも大きく言えば2つあり、国道、県道については狭いところは余りなく、むしろ今問題になっているのが町道である。どうしても町道を運ぶときに、今指摘のような幅が狭い道路や、震災で例えば橋が壊れるなど大分被災しているので、そういった話はしている。

結論から言うと、環境省としては、土地を買って道路を広げるといった恒久的な対応は原則的にはできないので、具体的には土地を借りて、例えば道路を広くして、輸送が終わったらもとに戻すといった考えで進めている。

一方で、委員指摘のとおり、せっかく広くしたのにもったいないとの議論があるのも事実である。そこはまだ詰まっていないが、そういった町の意向も聞きながら、せっかく広げたのに機械的に原則どおりまた狭くするといったことがないように調整していく。

今井久敏委員

地主の意向やいろいろな環境条件もあると思うが、一生懸命苦労して広げたものをもう1回狭めて戻す話はないので、県の調整をしっかり願う。これは要望とする。

宮本しづえ委員

きょうの報告にもあったが、応急仮設住宅による住まいの確保である。国の方針としては、帰還困難区域を除いては来年3月までには避難を解除する計画である。県としても基本的には応急仮設住宅は来年3月までで一応終了する形になると思う。応急仮設住宅を管理するのは県の土木部であるので、国の解除の方針と仮設やみなし仮設の対応との兼ね合いで、今どのような協議状況になっているか。

建築住宅課長

避難地域外の地区については、現在平成29年3月末をもって仮設住宅、借り上げ住宅を終了する方向が示されている。我々は、避難者支援課と連携し、県外の各都道府県や主な市町村等を集め、今後の円滑な自立や仮設住宅からの退去等を含め、連携しながら施策を展開している。

宮本しづえ委員

私も避難者支援課に聞いた。1年延長した去年の6月15日の段階で避難指示があった区域については、さらに延長を検討できるかもしれないが、それ以外の区域については基本的には終わりにするとの考え方があるようである。そうすると仮設も3月で終わり、出ていってもらうことになるので、県としてはもう今仮設やみなし仮設に入っている人に、あなた方は終わりといった旨の通知を出す取り組みを始めないといけない。そういう避難者に対する周知は、いつからどういう形で始めるのか。

建築住宅課長

基本的には避難者支援課で対応する案件だと思うが、既に新聞紙上等で平成29年3月で終わることは公表していると聞いている。実際にはアンケート調査をして、将来どのようにするかを聞き、その後は、決まらない方、どうしたらよいかわからない方、返事がなかった方も含めて、各戸を訪問し、意向を聞いて対応していくと聞いている。

宮本しづえ委員

個別の対応は全部避難者支援課でやるとの認識でよいか。

建築住宅課長

聞いている話で申しわけないが、各部から人を集めて全庁的に対応すると聞いている。

宮本しづえ委員

個別の対応はそのようになるのかもしれないが、県は、来年の3月までで一応終了となる対象者が仮設やみなし仮設に今どれぐらいいると把握しているか。

矢吹貢一委員長

今の質問については、調べる時間をとるため後ほど答弁を求める。

宮本しづえ委員

仮設の管理は災害救助法に基づいて対応しているが、管理そのものは県になると思う。県が管理しているので、災害救助法に基づく対応が来年の3月で終わることになったときに、まだここにいたいという人が相当出てくるのではないか。対象の区域外の方でも入居を継続したい方が出てくるのではないか。そうなったときに、建物の管理は県なので、県として、例えば、独自に仮設の入居を延長するといった判断は法的に可能なのか。

建築住宅課長

まず、避難指示区域外の方には仮設住宅から出なくてはならないということで今回説明し、意向を聞いて対応することになると思うが、宮城県の事例でいうと、特定延長というものがある。そちらも基本的には避難者支援課の対応となる。

先ほどの避難指示区域外の方で、どれほど対象がいるかとの質問であるが、時期がずれて、戸数のずれはあるかと思うが、昨年10月に避難者支援課から確認した情報によれば、建設型、借り上げ型を合わせて約7,000戸程度になると考えているとのことである。

宮本しづえ委員

その辺の対応は避難者支援課でとのことだが、県が管理している仮設住宅を災害救助法の適用を超えた段階で活用すること自体は、法的に難しいのか、可能なのか。

建築住宅課長

特定延長が認められる状況を踏まえれば、法的には延長も可能だと考えている。

宮本しづえ委員

そうすると、特定延長をどの幅で捉えるかになる。

宮城県や岩手県の場合は、先ほど課長が述べたように、例えば区画整理や高台移転などの面的な整備が進まなくて、そこに住宅再建したくてもできない状況が客観的に認められれば、それは可能だということが特定延長だと思う。

そういう面的な整備だけではない複雑な要素があるところが福島県の難しさであり、特別に対応しなければならない状況だと考えるべきだと思う。特定延長をどの範囲まで国に求めていくのが福島県に問われている。県として、避難者にどう寄り添って特定延長をしていくかが求められているし、対応しなくてはならない課題だろう。

ただ、それも含めて避難者支援課の所管ということだが、全庁的に対応するとのことなので、住宅を管理している土木部としてもそこは十分にしっかり考え、そういう視点で仮設の問題に対応してもらいたい。

今話があった特定延長については、例えばいわき市や避難区域ではないが津波被害でまだ面的な整備ができていないところなどは、当然特定延長が必要になってくると私は考えるが、面的な整備との関係で、まだ仮設を退去させられない、継続するしかないという地域は県内ではどれくらいあるか。

建築住宅課長

申しわけないが、その件に関しても避難者支援課、復興局で決めていくので答えられない。

宮本しづえ委員

面的整備が実際にどれくらい進んでいるかは大変気にかかる場所である。いわき市などは、区画整理事業で宅地の再建を進める計画が多い。区画整理は時間がかかる。これは県でなく市の事業なので難しい点もあるが、全体をどのように把握しながら市町村の事業を支援していくのが県としては大事ではないかと考える。この面的な整備状況はどのように把握しているか。

まちづくり推進課長

面的な整備の進捗状況であるが、一番多いのはいわき市で、区画整理事業を実施している。いわき市の区画整理事業は6地区で実施しており、昨年6月にいわき市が宅地の引き渡し予定時期を公表している。早いところではことし3月のところもある。今述べたように平成29年3月以降になるところもエリアを区切って公表しているので、引き渡しを受けて家を建てる人が困らないような配慮は市で行っている。いわき市については全て公表している。残る地域はあるように聞いている。

宮下雅志委員

昨年の2月だったと思うが、私は本会議で、無散水を含めた融雪施設の整備について質問した。県土づくりプランの安全で安心できる生活環境の確保の中のビジョン4ということで、積雪地域過疎中山間地域の暮らしを守るというビジョンが示されており、その中で、雪に強い地域づくりを進めて雪国の日常生活を守ることが施策として示されている。

その中で地域の特性に応じた適切な道路交通対策ということで、今回の本会議においても、積雪が多い少ないにかかわらず、しっかりと積雪対策を進めると議論がなされた。先ごろの議案に対する審査の中でも、道路敷を活用した再生可能エネルギーの推進ということで、電力が必要な道路敷に供給していく中には当然融雪も念頭にあると思うが、除雪という考え方と融雪という考え方を並行して進めていくことが非常に重要だと感じている。

私はちょうど会津若松市の東山の近くに住んでいたが、毎年散水の融雪がとまって凍り、東山の坂道で物すごい件数の事故が起きた。そこが無散水処理の施設をつくった途端に本当にそのような道路になり、これだけ違うのかという経験をしている。実際最近では、会津若松市内も歩道や道路、国道を中心に無散水の処理施設の整備が進んでおり、そういうものを経験した市民は全然違う。雪が降って除雪するのと、そういった施設を整備していくのは非常に重要な視点であると思う。

議会の答弁では費用とランニングコスト、効果も含めて検討していくとの話があったが、改めて融雪施設の整備について、基本的な考え方、どのような手法があって、どのような基準に基づいて整備を考えているのか聞く。

道路管理課長

無散水施設の整備の基本的な考え方、手法及び基準について説明する。

基本的には現在までやってきたことであるが、安全性や快適な成果が向上することがあり、顕著に事故の減少などの効果が認められている。経費がかさむ面もあるので、道路管理延長5,600kmのうち、雪寒地域を中心に、気象特性や交通量、通学路など利用頻度や観光地といった交通事故、利用交通の特性、沿道の状況を総合的に勘案して整備を進めてきた。歩道除雪などもそうであるが、いずれも1日1,200台以上の道路交通量や歩行者が100人以上といった歩道者数の基準は満たしており、顕著なところでは東山、岳温泉、高湯、土湯、城脇の国道118号や既に行っている喜多方の国道121号、猪苗代のスキー場、観光地は必ず優先してやっており、実績がある。これを踏まえ、今後については急勾配箇所や国道118号の鳳坂峠などがあるが、観光客による歩行者数が多い区間など、地域のニーズを踏まえ、ニーズに的確に対応し、今後ともその観光や事故防止整備効果の高い箇所を優先して整備を進めていく。

宮下雅志委員

予算との兼ね合いも当然あると思うが、通行量が車1,200台以上、歩行者100人と基準を示してもらったので、ぜひできる限り、こういった整備を進めてもらいたい。

例えばここまでいなくても、散水の融雪施設は通常整備していると思う。会津若松市もそうであるが、散水の融雪施設は市街地や少し市街から離れた集落内にはあるものの、集落と集落をつなぐ間は、コストがかかり設置できないことになっている。そうすると冬の期間、車が集落から集落まで向かうと、融雪施設があるところを通った車が水を引っ張って、その間の施設のないところが全部濡れてしまう。そうするとそこが鏡面のように凍結していくため、会津若松市河東地区の死亡事故が発生した箇所について何とかその解消をお願いしたら、傷みが早いのでコストは多少かかるが、上に車が載ると割れる舗装をしてもらい、それが地元ではかなり好評であった。あれだけ滑っていた危険な場所がその舗装によってほとんど心配なくなったとの話ももらい、そのようなことをいろいろなところで紹介していた。

会津縦貫南道路の小沼崎バイパスの整備に今着工しているが、その完成前に、国道121号の狭険な凍結危険箇所などをそういった舗装でぜひやってもらえないかとの商工団体からの声もかなり大きい。散水や融雪施設、除雪でもなかなか危険の解消にはなっていないが、そういった舗装による危険箇所の解消対策等について、やってもらいたいと思うが、ど

うか。

道路計画課長

冬期の交通安全について、我々が政策として大きくどう考えるか述べる。

例えば先ほど土木企画課長が説明した資料の集中復興期間における実績等の8ページをごらん願う。中ほどの右側が最近完了した県道小野富岡線の吉間田工区である。普通の黒いアスファルトとは違って少し灰色っぽく、センターラインの両脇が染まっているのが、先ほどの委員指摘のやわらかい舗装である。ここも寒く、雪が降ると左側の写真のような状況になり、解けては凍ったりして非常に危なかった。舗装がやわらかく、へこみと一緒に、凍ってもタイヤで踏んだときに氷を砕く作用があり、積極的に設置を進めている。これは小野富岡線であるが、例えば国道252号のような特に積雪、寒冷の激しいところでは、維持管理よりも整備の段階から進めていくという大きな方向性があるので、委員指摘のように、これから幹線道路を整備するときにも、こういう必要性を当然に加味しながら積極的に進めていく。

宮下雅志委員

私も実際目の当たりにして非常に有効な方法でコスト的にもリーズナブルと感じたので、ぜひ今課長が述べたように、積極的に危険箇所の解消に努めてもらいたい。

宮本しづえ委員

今回の議案にも出ている、住宅を確保しにくい、難しい援護者に対する支援が、予算的には590万円くらいであるが、福祉とも連携しながら、住宅確保に支援をするということである。本会議でも、若者の住宅確保の支援をどうするのかといったことを問題提起したが、今の公営住宅法で、なかなか要件がかみ合わなくて住宅確保が難しい人たちが結構いる。ここに対して県として、どのように対応していくのかが問われていると思うが、この事業の中で、福祉との連携をどのように進めていくのか。

建築指導課長

今回の議案にもある住宅確保要配慮者支援費591万円の概要である。

県や市町村、関係団体で福島県居住支援協議会を組織しており、住宅確保要配慮者と定義づけしている高齢者や障がい者、低額所得者といった方々の民間住宅への円滑な入居を促進することを目的としている。

そういった方々をいかに民間賃貸住宅に入居させるかに当たり、まず住宅相談や住宅情報の提供を今までも行ってきたが、これからも行っていく。また、これからであるが、地域の社会福祉団体等と連携し、家賃の債務保証の仕組みや安否確認の仕組みなどを構築していくことにより、住宅確保の要配慮者が民間賃貸住宅に円滑に入れる仕組みをつくる。また、そういった方々の入居を拒まない住宅をオーナーの方々から協力を得て募り、それを情報提供して、先ほど述べた債務保証の仕組みや入居を拒まない住宅の提供とあわせて、円滑な民間賃貸住宅への入居を促進させていく中身である。

当然ながらそれに当たっては先ほど述べた地域の社会福祉団体や福祉協議会といった方々と連携していかなければならず、協議会にはそういった団体の方々等も入っているため、連携しながらやっていく。

宮本しづえ委員

主には、要配慮者の民間住宅への入居をどう促進させるかであると思う。大震災原発事故以降、民間住宅の家賃がぐんと上がっている印象がある。みなし仮設の家賃の上限が、家族4人までだったら6万円、5人以上だったら9万円と一つの基準が示された。それが悪いということではないが、県内の一定の家賃の相場がそれによって規定されてしまった印象がある。1人でも6万円の家賃を払うことは非常に大変である。若い人たちが1人で自立したいと思っても、なかなか家

賃が大変である。

若い人たちをここに定着させることを考えたときに、若者に対する住宅の支援として、県営住宅の入居を可能とし、本当にここで生活してもらってここで結婚して、子育てもしてもらえる住宅政策がもっと必要で、当然考えなくてはいけないのではないか。その辺について、県としてはどういう考え方なのか。

建築住宅課長

本会議でも答弁したが、住宅土地統計調査が5年ごとに行われており、県の基本的方針を示す前回の住生活基本計画の根幹となったのは、5年前の平成20年の調査である。今回25年ということでそのデータをもとに、公営住宅の必要量を現在検討中である。

先ほど述べたが、今後借り上げ住宅からの退去も始まるため、民間賃貸住宅でも相当な空き家が出てくるのではないかと想定される。そうしたことや県営住宅の倍率が高くて非常に生活に困っている方が入れない実情も踏まえ、今後総合的に検討していく方針である。

宮本しづえ委員

平成25年の調査をもとに公営住宅の必要量も含めて検討するとのことであるので、ぜひその検討の中に公営住宅の役割をしっかりと位置づけてもらいたい。

課長が述べたように、県営住宅の倍率は高い。9倍や10倍というのは圧倒的に不足している状況が常態化していると考えられるべきである。その民間の住宅のストックの空きがふえてしまうかもしれないとのことであれば、その対策をどうしたらよいかを両面から考えたらよいと思う。民間の住宅のストックも活用しながら、ただ、先ほど述べたように家賃が高ければ入りたくても入れないので、家賃補助といったそこに対する何らかの政策の導入を総合的にやりながら、福島県にとどまって働き、結婚や子育てもできる環境づくりを住宅の面から支援する計画をぜひ検討してもらいたい。これは要望として述べておく。

そして今度の定例会に住宅から追い出す訴えの提起が出ている。この対象者はリーマン・ショックのときに特定の入居で入ったそうである。これは調停も経ないでいきなり退去を求める訴えの提起となり、その扱い上やむを得ないことだというが、県としては、調停をかけて、独自にまずそこで話し合いをすることはできないのか。

建築住宅課長

調停にすべきか訴えにすべきかについては、県の弁護士と協議している。

この方については1人ということで、高齢者でもないため、県営住宅への入居資格がないこともある。基本的に使用料もずっと支払っておらず、我々の指導や、職場にも行って相談したにもかかわらず、支払ってもらえないこともあり、やむを得ず訴えになった次第であるので了解願う。

亀岡義尚委員

堆砂除却について聞く。

昨年の9月の台風、洪水で阿武隈山系の西側もずらりとやられた。その直後に選挙もあつたりしてぐると調査活動をして回っていたが、河川かと思われるくらいの堆砂状況に驚き、あれがなければ浸水等も相当防げたのではないかと思いつながら回っていた。理由が震災原発事故災害で放射線が高くて除却できないとのことであった。これは大変ゆゆしき問題である。ことしも少雪であり、いつ大雨が降るかわからない状況で、県独自でこれをするとの報道があった。予算審議は終わっているが、改めて予算の説明と、どんな方針でこれに対処していくのかを聞く。

河川整備課長

河川の堆砂除却の問題についてである。昨年の関東・東北豪雨で相当量の出水があったということで、そのときにもかなりの土砂が出て、土砂の堆積により危なかったところもあった実情を踏まえ、昨年の12月定例会において、河川の堆砂除却等を中心とした3億5,000万円ほどの補正予算を提案した。そのほかに、今年度の当初予算も用いて河川の草刈りや河川内に生えた木の伐採など、緊急度に応じて随時対応している。

その中で亀岡委員からも話があったとおり、河川の中の放射性物質の問題があり、これについては本会議でも答弁したが、その河川の中の放射性物質の線量や河川の堆砂状況について、現在までに調査を進めており、この3月中ぐらいにその結果がまとまる。やはり放射性物質の対応が必要となっている箇所も若干あるので、そちらについては補正予算も用いて、4月から工事を開始しようとしている。まずはその放射性物質の線量が比較的高い部分については一旦仮置きさせてもらい、そのほかの線量の低い部分は工事を進め、公共工事に活用するなどして河川の堆砂状況に支障がないよう取り組んでいくことで、現在進めている。

亀岡義尚委員

年度末に結果がまとまるとのことである。間もなく年度末であるが、まだここでは言えないのか。大体何kmくらいを想定して予算措置を講じたのか、予算書のどこの部分か再度説明願う。

河川整備課長

まず、昨年の関東・東北豪雨の対応について、予算としては昨年12月の補正予算で3億5,000万円ほど対応している。それについては入札の関係などがあり、半分以上がことし4月からの執行になるため、これからその予算を使って対応していくことになる。そのほかの新年度の予算では、土21ページに河川海岸維持管理事業ということで7億3,800万円ほどを計上している。河川の堆砂除却や河川内の雑草・雑木の刈り払いなどにこの予算で対応することになる。加えて、土11ページに生活基盤緊急改善費がある。予算は15億円ほどであるが、これは道路と河川の生活に密着した小規模な土木工事として行っているが、この中でも、例年相当額が河川の堆砂除却等にも使われている。このように、今年度の補正予算及び新年度の当初予算を使って、適正な維持管理に努めていく。

亀岡義尚委員

かなりの予算措置を項立てたことを評価する。多分県内方々で多くの要望箇所があると思うが、見通しや順位といった発注の基本姿勢について聞く。加えて、先ほどの工事した後の仮置き場の不足について、道路と同じく困難さを極めるが、除去した後の保管方法等を聞く。

河川整備課長

工事の優先順位の考え方について、河川の堆砂除却は、河川の断面が土砂によっておおむね2割程度埋まった場合に堆砂除却を行うとの決めがある。当然ながら、市街地の中であるといったことなども含めて優先順位は考えなければならないが、一つの目安としては河道が2割程度埋まったときに対応することとしている。また、非常に流下能力が低く、洪水に対して弱い河川は早目に除去し、流下能力に余裕があれば少し様子を見るなど、河川の状況を総合的に勘案し、優先順位を決めている。

放射性物質を含んだ土砂の仮置きについては、道路と同様、仮置き場の確保が非常に難しい市町村も当然ある。当然我々も、市町村の仮置き場に置かせてもらうことが一番ありがたいが、そのようなことが難しい場合においては、現地周辺の県有地などに一時仮置きする対応を行っている。市町村の仮置き場の不足のために事業が進まないことがないように、そのような県有地の活用も含めて、ただいま出先事務所と市町村で調整している。

大場秀樹委員

アフターDC、福島県の誘客ということでいろいろな議論がなされている。福島市のいわゆるフルーツラインである県道上名倉飯坂伊達線は、承知のように飯坂、土湯、高湯温泉を結ぶ、観光誘客からいっても大変すばらしい道路である。沿道にはたくさんの果樹園があって、桃狩りなどもできるが、一部危険箇所や危険というほどではないが少し隘路な箇所や、1車線のところもある。整備状況と今後の見通しについて聞く。

道路整備課長

県道上名倉飯坂伊達線の整備状況について、大きいところでは、現在大笹生インターチェンジを整備しており、平成28年の秋ごろの完成と聞いている。

またそのほか、県道の2カ所で事業を展開しており、そちらも早期完成に向けて整備を進めていきたい。

宮本しづえ委員

先ほどの議論の中間貯蔵施設に搬入するルートの関係で確認したい。

ルートについては、なるべく住居の少ないルートを通り、周辺の住民にも影響がない方法で検討中とのことである。例えば、福島市から浜通りに運ぶことを考えると、大きくは飯舘村を通過して原町に行くルートと国道114号の2つのルートになると思う。沿線にはかなり住宅があるので、そういうところはなるべく通らないで別なルートを考えたいということか。先ほどの考え方の基本的なところをもう少し聞きたい。

それから、この道路の除染の到達状況を見ると完了率が50%との報告であった。国は、2016年度中に基本的な除染はほぼ完了させたい意向を持っていると言われているが、それとの関係で道路除染の今後の見通しを聞く。

道路計画課長

除染で出た除去土壌の中間貯蔵施設への輸送について、ルートをどのように考えていくかである。先ほども少し説明したが、ポイントは、中間貯蔵施設の建設ができていく段階で量が変わっていくことである。試験輸送で5万m³、来年度はその3倍という量は示されたが、その3倍の量をどこから持ってくるかはまだはっきりしていない。例えば福島市から幾ら、福島市でも川俣町寄りと西とは全く違う。具体的にどの場所からどれぐらいの量を運び出すかがまだ決まっていないため、申しわけないが、今どうするかと聞かれると検討中となる。

先ほど述べたが、基本的には人家がいっぱいあるところやこれから被災者が戻って来るところは、町、市等の要望もあり、大きく別なルートという動きもあるが、個別にはまだ検討中である。今述べた趣旨を踏まえ、なるべく住民に迷惑をかけないルートにするよう調整したい。

道路管理課長

道路除染の完了見通しであるが、平成28年1月末現在で50%、半分完了している。こちらは5年間を目標にやっている。5年間というのは、23年度からであるので、5年間で28年度ということである。

宮本しづえ委員

今の話だと、平成23年3月に事故が起きて、5カ年で道路も含めて除染を終了させたい、だけど実際には半分しか道路の除染は終わっていないとの状況である。実際にはなかなか計画どおりには進まないが、住宅除染も同じようにそう進んではおらず、まだ残っているところもたくさんある。そういう点ではしっかり予算を確保し、要望に応えられるよう頑張ってもらいたい。国に対して除染の基本的な集中期間はもう終わりといったことにだけはさせないよう、県としてぜひ頑

張ってもらいたい。

今の中間貯蔵施設への搬入の関係で、パイロット輸送をやったと思うが、それぞれの自治体から43自治体で1,000㎡ずつ運んだことで一旦それは終了した形にはなった。このパイロット輸送の関係で、道路使用上で沿線から苦情があった、何か問題があったなどの事例はあるか。

道路計画課長

パイロット輸送でどのようなことがあったのかの振り返りは生活環境部でやっているところが大きい。例えば、道路に関係するところでは、路面が壊れていて心配だという声は聞いている。パイロット輸送は委員指摘のとおり、43市町村から試験的にやったのは5万㎡で、来年度から本格になると3倍になる計画である。3倍も通ったら道路が壊れているところはどうするのかという心配の声は我々も聞いており、そこは環境省でも非常に憂慮していて、例えば、帰還困難区域内はなかなか我々も工事できないので、環境省が3月にそのでこぼこを直す対応をしている。そこは我々はわかっているが、なかなか個別の苦情については聞いていない。

西山尚利委員

公共事業に関連して、平成27年度は浜・中・会津の3地方で金額ベースでどれぐらいの発注量があったのか。

土木企画課長

震災以降、いずれの地域でも、震災以前に比べると予算そのものは伸びている。その中で当然浜通りは、津波被災等々があり大きく伸びている状況であるが、概数で述べる。平成27年度は、通常予算と復興予算の直轄事業負担金等を除いた部分で県が実際にやっているものでいうと、会津が約230億円、中通りが450億円、浜通りが1,800億円ほどとなっている。

西山尚利委員

平成28年度はどうか。

土木企画課長

平成28年度は県予算上は計上しているものの、国の交付金事業が占める割合が非常に高いため、これから変わると考えるが、要求ベースでの概数では、会津がほぼ同じぐらいの230億円程度、中通りが若干減り420億円程度、浜通りは先日も説明したが、復旧事業がピークを越えたところがあり、1,360億円ほどとなっている。

西山尚利委員

方向性としては、今課長が述べたように、復旧・復興事業、創生復興の金額が少しずつ減っていくことは間違いないと思う。もちろん浜通りは津波等々があったので今現在も金額が大きくて当たり前であるが、金額だけを客観的に見ると、浜・中・会津で相当ばらつきが出てきている。今後3年、5年後を考えたときに、金額がしぼんでいき、例えば業者や技術者の数が減っていくという課題を必ず抱えてくると思うが、3～5年後を見越した業者の育成や技術者の確保といったものを現時点でどのように考えているか。

土木企画課長

復興創生期間5カ年について、先ほど概要的なものを説明したが、これまでの集中復興期間では、全体で7,000億円ほど執行している。後半の復興・創生期間においても、復興枠的な事業でほぼ同じぐらいの規模の予算が必要と考えている。

そういった中で、西山委員指摘のとおり、各方部での予算の動きは、必要なところに必要な予算を使う観点が非常に大事であるため、当然ばらつきは生じてくる。

今回の震災の復旧、応急復旧や昨年の関東・東北豪雨での対応でもそうであるが、それを受ける地元の建設業者には、やはり地元をきちんと守ってもらう役割を我々は期待している。そういう意味では、今回本会議の答弁でも説明したが、地域に根差し密着している事業は必要な体制が確保できるよう、必要な事業を要求しながらきちんと各年度とも予算を確保していく。

西山尚利委員

バランスとの話があった。厳しい地域がより厳しくなっていくって、結果、そこに住む方々の福祉の向上や利便性、安全性といったものが落ちていくことが一番懸念されるので、そういったところに細心の注意を払いながら今後も進めてもらいたい。そういった意味も含めて、今後、発注について、知恵や工夫といったものを出していくことも考えなければならぬと思うが、どうか。

土木企画課長

発注という意味では、先ほど述べたとおりその地域に必要な小規模な工事や維持管理などもある。受注する側がよりやりやすくする、体制をとりやすくするために、例えば、宮下土木事務所の管内では維持管理の業務を複数年度でまとめて発注している。これは除雪も含めて委託しているが、そういう意味では、受け入れる側が必要な体制をとる、必要な人員を確保する、あるいは資質を上げていく、技術を上げていくといった取り組みをするためにも、見通しを立てやすい発注をこれからもどんどん進めていく。

西山尚利委員

最後に、浜・中・会津という意味で、これは実際には業者間の連携だと思うが、これだけ工事量が違うので、浜・中・会津の連携があってしかりだと思う。そういったところについては何か考えているか。

建設産業室長

今浜通りでは事業が相当あり、発注については、浜通り、会津、中通りの業者が一緒になって浜通りの復興事業を進める復興JVという制度をつくり、徐々にその割合が多くなってきて、県内一丸となって施工している。

西山尚利委員

それぞれ3つの地域があるが、広い意味で県全体の業界が守って、住民の福祉を向上していく観点をもちながら、今後とも行政を進めてもらいたい。

今井久敏委員

郡山市富田町の新駅設置に関する件で、平成28年度が最終年度となる社会資本整備総合交付金の重点配分について、郡山市長から県にもぜひバックアップしてほしいとの要望を受けていた。これに関して県はどのように対応してきたか。

建築住宅課長

郡山市が実施している富田東への新駅の要望であるが、実際に社会資本交付金という国の交付金を活用している。事業計画をつくって年次ごとに進めており、来年度が最終年度で、今般その要望に当たっては、県も事前の相談会に同行し、市と一緒に国にできるだけ国費をつけてもらえるようお願いしてきた。常々市町村から要望が上がった件については、そ

ういう対応をしている。

今井久敏委員

駅をつくるに当たっては、14、15億円くらいかかるとの話聞いた。このうちの約半分が助成の対象になるのか、中身を含めて聞きたいが、聞くところによると、市の単独整備計画になるので、今課長から説明があったように、同席してしっかり願うとの話しか県はできないと聞いたが、その辺を詳しく説明願う。

建築住宅課長

社会資本交付金の入れ方は、県全体で連携して要望するものと、各市町村が単独で要望するものの2種類がある。各市町村でどちらかを選択する状況であり、今回富田東の駅については単独で要望しているので、県として金を配分するのではなく、国のお金をたくさん配分してもらえようお願いしてきた。

先ほど述べた県全体で要望する枠についても、国は総枠で県に配分する。そうした場合には、最終年度であるものや、重点的に進めていくものについては、市町村と協議し、全体で協議した上で、重点配分という取り扱いをしている。

今井久敏委員

結局郡山市は市単独なので、出た結果で頑張りなさいとのことだと思う。

前々からずっと気になっているが、何とか一点突破して中間貯蔵施設が動けば、県内に集まっているあちこちの仮置き場のこういった状況も解決され、県民にも復興加速をかなり期待してもらえるようになるはずであるが、残念ながらなかなか進みが遅い。そこで、国も人員増強して、報道では県からも用地交渉にたけている人を10人ぐらいとの話を聞くが、たけているとなると、土木部の中から選抜されていく話になるのか。そうではなく、県職員はこれだけいろいろなエキスパートがいるから、あちこちから集める話になるのか。その辺の考え方を聞く。

部参事兼土木総務課長

中間貯蔵施設の用地買収のための職員の派遣は、土木部からということではなく県全体でということであるため、選ばれる方は、土木部に所属している方ももちろんいるが、当然その後任は補充されるので、通常の人事異動と同じである。

今井久敏委員

全体で見るとということと、市町村にも用地交渉にたけている方がたくさんいるが、国も県も含めて、市町村には応援を出してくれといった話になるのか。

部参事兼土木総務課長

市町村からの要望は我々には届いていない。